

# NEWS LETTER (労働社会保険)

## 今月のトピック

### 最低賃金制度について

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとされます。

### 最低賃金の対象となる賃金について

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- (1) 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- (2) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- (4) 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- (5) 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- (6) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

### 最低賃金額以上か確認する方法について

支払われる賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金額について、時間あたりの金額に換算し、最低賃金額と比較します。

したがって、時給制であれば、時間給≥最低賃金額(時間額)

日給制であれば、日給÷1日の所定労働時間≥最低賃金額(時間額)

月給制であれば、月給÷1か月平均所定労働時間≥最低賃金額(時間額)

となり、基本給が時給制で、各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)を比較します。

また、歩合給制の場合は、所定労働時間ではなく、総労働時間を用いて計算します。

### 注意点について

最低賃金額の判定において除外する賃金と、割増賃金の計算において除外可能な賃金は、対象範囲が異なっております。

割増賃金の計算において除外可能な賃金は、①家族手当、②通勤手当、③別居手当、④子女教育手当、⑤住宅手当、⑥臨時に支払われた賃金、⑦1か月を超える期間ごとに支払われる賃金。と7項目に限定列挙されております。

## ポイント

### 令和6年の最低賃金額について

現在、福岡県の最低賃金は941円(令和5年10月6日発効)となっていますが、令和6年10月より992円となる予定です。

また、山口県は928円(令和5年10月1日発効)となっていますが、令和6年10月より979円となる予定です。